

電子帳簿保存法の改正

北海道医師会顧問税理士 なかむら こういち 中村 孝一

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。

電子帳簿保存法とは

各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

国税関係帳簿の電子計算機処理に当たり記帳代行業者等に委託している場合でも認められるかどうかですが、法律で「自己が…電子計算機を使用して作成する場合には」と規定されていますが、この場合の「自己が」の意義については「保存義務者が主体となつてその責任において」という趣旨であり、電子計算機処理が必ずしも保存義務者自身によって行われる必要はなく、会計事務所や記帳代行業者に委託している場合もこれに含まれることとなっています。

しかし、当該電磁的記録をその保存場所に備え付けているディスプレイの画面及び書面に出力することができるようにしておく必要があります。

ということは、保存場所にある電子計算機に委託先と同じソフトが入っている必要があります。

法律上の区分は次の3つに分かれます。

■電子帳簿等保存

電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存

■スキャナ保存

紙で受領・作成した書類を画像データで保存

■電子取引

電子的に授受した取引情報をデータで保存
改正事項は次の通りです。

■電子帳簿等保存

1. 税務署長の承認が不要となりました。（令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿、又は保存を行う国税関係書類について適用）
2. 申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置ができました。条件として一定の国税

関係帳簿（所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。）について優良な電子帳簿の要件

- (1) 記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること
 - (2) 通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること
 - (3) 電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること
 - (4) システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること
 - (5) 保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
- を満たして電磁的記録による備え付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出していること（令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用）

ここでいう「優良な」とは公益財団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）が認証しているソフトです。JIIMAホームページに記載されています。

又、この届出書の提出がある場合には所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

3. 最低限の要件を満たす電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。（令和4年1月1日以後に備え付けを開始する国税関係帳簿について適用）

■スキャナ保存

1. 税務署長の承認が不要となりました。（令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用）
2. タイムスタンプ要件、検索要件等の緩和（令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用）
3. 適正事務処理要件（相互けん制定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等）の廃止（令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用）
4. スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税が加重されました。電磁的記録に関して隠蔽、又は仮装された事実があった場合には、重加算税が10%加重されます。（令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用）

■電子取引

1. タイムスタンプ要件及び検索要件の緩和（令和4年1月1日以後行う電子取引について適用）
2. 適正な保存を担保する措置の見直し

- (1) 申告所得税及び法人税における電子取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

〔令和4年1月1日以後行う電子取引について適用（注）〕

※消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

（注）令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・掲出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要です。そのために必要な準備をお願いします。

- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

〔令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用〕

※国税関係書類に入らないもの

棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他書類。これらの書類は書面で保存しなければならないということです。

この法律の用語説明

「保存義務者」…国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者

「電磁的記録」…電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録、電子計算機による情報処理の用に供されるもの、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ等の記録媒体上に、情報として使用し得るものとして、情報が記録・保存された状態にあるもの

「COM」……………電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルム。これを電子計算機出力マイクロフィルムといいます。

「電子取引」……………取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）の授受を電磁的方式により行う取引